

報道各位

新潟市長

職員の懲戒処分の公表について

このことについて、下記のとおり公表いたします。

記

1. 東区役所健康福祉課における通知文書の誤送付及び不適切な事務処理事案について

(1) 処分の内容

(本人：A)

- ①被処分者 総務部 50歳代 係長級職員
- ②処分内容 懲戒処分 減給10分の1 6箇月
- ③処分年月日 令和6年12月27日

(本人：B)

- ①被処分者 財務部 60歳代 一般職員
- ②処分内容 訓告
- ③処分年月日 令和6年12月27日

(管理監督者)

行政上の措置として、課長級職員及び課長補佐級職員を「訓告」、課長級職員を「文書注意」とした。

(2) 処分手案の概要

令和3年8月、対象者の個人情報に記載された通知文書について、対象者が送付を希望しない相手方（以下、相手方）への誤送付があった際、対応した被処分者（A）が上司等へ一切の報告をせず、組織としての判断や決裁を経ることなく、相手方の転居費用等について「市からの補償」という名目で私金を渡すといった不適切な事務処理があったもの。

また、上記の事案発生以降に対象者の申し出により、第三者からの被害を理由に住所が分かる証明書の交付等を制限する住民基本台帳事務における支援措置の手続が行われていたにも関わらず、令和4年10月、同じ対象者の通知文書を送付する際、被処分者（B）が誤って相手方へ誤送付したものの。

## 2. 江南区役所産業振興課における農業振興地域整備計画の変更手続きに係る事務懈怠及び虚偽説明事案

### (1) 処分の内容

(本人)

- ①被処分者 江南区役所 40歳代 係長級職員
- ②処分内容 懲戒処分 戒告
- ③処分年月日 令和6年12月26日

(管理監督者)

行政上の措置として、課長級職員及び課長補佐級職員を「文書注意」とした。

### (2) 処分事案の概要

農業振興地域整備計画の変更手続きに係る事務において、令和5年11月末までに受け付けた変更申出書の5件について、被処分者が関係機関意見照会などの事務を行わず放置したにもかかわらず、申出者に対して、さも手続きが順調に進められ、許可が下りるかのような虚偽の説明を行っていたもの。

## 3. 処分にかかる総務部長コメントとして

この度、2件の不祥事に対して処分を行い、市民の皆様の市に対する信頼を著しく損なう結果となりましたことを深くお詫び申し上げます。

いずれの件につきましても、法令を遵守し、適正に事務を執行すべき公務員としてあってはならない行為であり、職員に公務員としての自覚を喚起し、より一層、再発防止に向けた指導・監督の徹底を図ってまいります。

### 【お問い合わせ先】

新潟市総務部人事課

課長補佐 齋藤

(電話 025-226-2489)